

Ⅲ-1-(4)③

相模原市立

上溝南小学校 いじめ防止基本方針



上溝南小学校

令和8年4月

0 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こりうることから、誰もが安心して安全に学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

児童が安心・安全に学校生活を送るために、授業づくり・集団づくりが大切になる。「授業づくり・集団づくり」の大切なことは、協働的な活動を通して、児童自らが他者と社会とかがかわっていくことである。その過程で、児童が安心できる、自己有用感や充実感を感じられるようになる。これが、いじめを防止する第一歩になる。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長、副校長、教務主任、支援コーディネーター、
児童指導主任、学年主任、養護教諭、児童支援専任
青少年教育カウンセラー スクールソーシャルワーカー

○ 委員会の取組内容

- ①未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④個別面談や相談の集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見されたいじめ事案への対応
- ⑦構成委員の決定
- ⑧重大事案への対応

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。いじめを未然に防ぐ上で大切なことは、協働的な活動を通して、児童自らが他者と社会と関わっていくことである。なぜなら、その過程で児童が安心できる、自己有用感や充実感を感じられるようになるからである。つまり、人と関わることを喜びと感じる体験を積み重ねていくとも言える。面倒だったり、嫌なこともあったりするが、他の人と関わることで楽しさを見出し、役に立てたらうれしいと感じる場や機会をつくるのが、いじめを未然に防ぐことになる。

(1) 教員は児童が協働的に学び合える授業づくりを行う。

①学びのある授業をつくる。

- ・教員が教材を工夫する（必然性のある教材）。
- ・教員が困っている児童を大切にする。
- ・教員がきくことを大切にする。

②すべての教員が積極的に公開授業を行う。

(2) 教員は集団づくりを行う。

①教員と児童がつながる。

- ・児童を見取る（一人ひとりの成長に必要なことを考える）。

②一人ひとりの成長に必要なと思われることを考え、活動を仕組む。

③もめごとを教員側による指導するだけのものとせず、当事者間、あるいは学級、学年で共に考え合える機会とする。

(3) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①異学年交流（児童会活動・運動会・読書活動等）を行う。

②一人ひとりが活躍できる活動や行事を実施する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実の推進をする。

①さまざまな日常の場面をとらえ、人権教育、道徳教育を進めていくことで集団づくりができる。

＊差別的な考えを除去し、違いを認める集団をつくる。

②時期や児童の状況に合わせ、児童の本音が出てくるような題材や資料を選ぶ。

(5) 学校、PTA（Tski）地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

①P T A（Tski）の各種会議や懇談会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場をもうける。

②いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために、研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を行う。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①一人ひとりの児童とかかわり、児童の人間関係や特徴、生活の様子を知る。
 - ・各学級での取組
 - ・養護教諭からの情報
 - ・青少年教育カウンセラーからの情報
 - ②児童の気になる変化が見られた遊びやふざけなどのように見えるものでも、気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を教職員間でいつでも共有できるようにする。
 - ③得られた目撃情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える。

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①定期的にアンケート調査を行う（学期1回）。
 - 調査実施後は、学年・児童指導担当と結果を報告し合い、共通理解を図り、いじめ防止対策委員会で報告する。
 - ※相談希望があった場合やいじめの実態を把握した場合、児童から話を聞き、早期対応に努める。
 - ※全ての児童と面談を実施し、記述欄に記入していない児童への配慮を大切にする。
 - *アンケートは児童指導が回収し保管する。
 - ②青少年教育カウンセラーなどの関係機関と連携する。

- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①個別面談を行う。 ②教育相談を行う。

5 いじめの対処

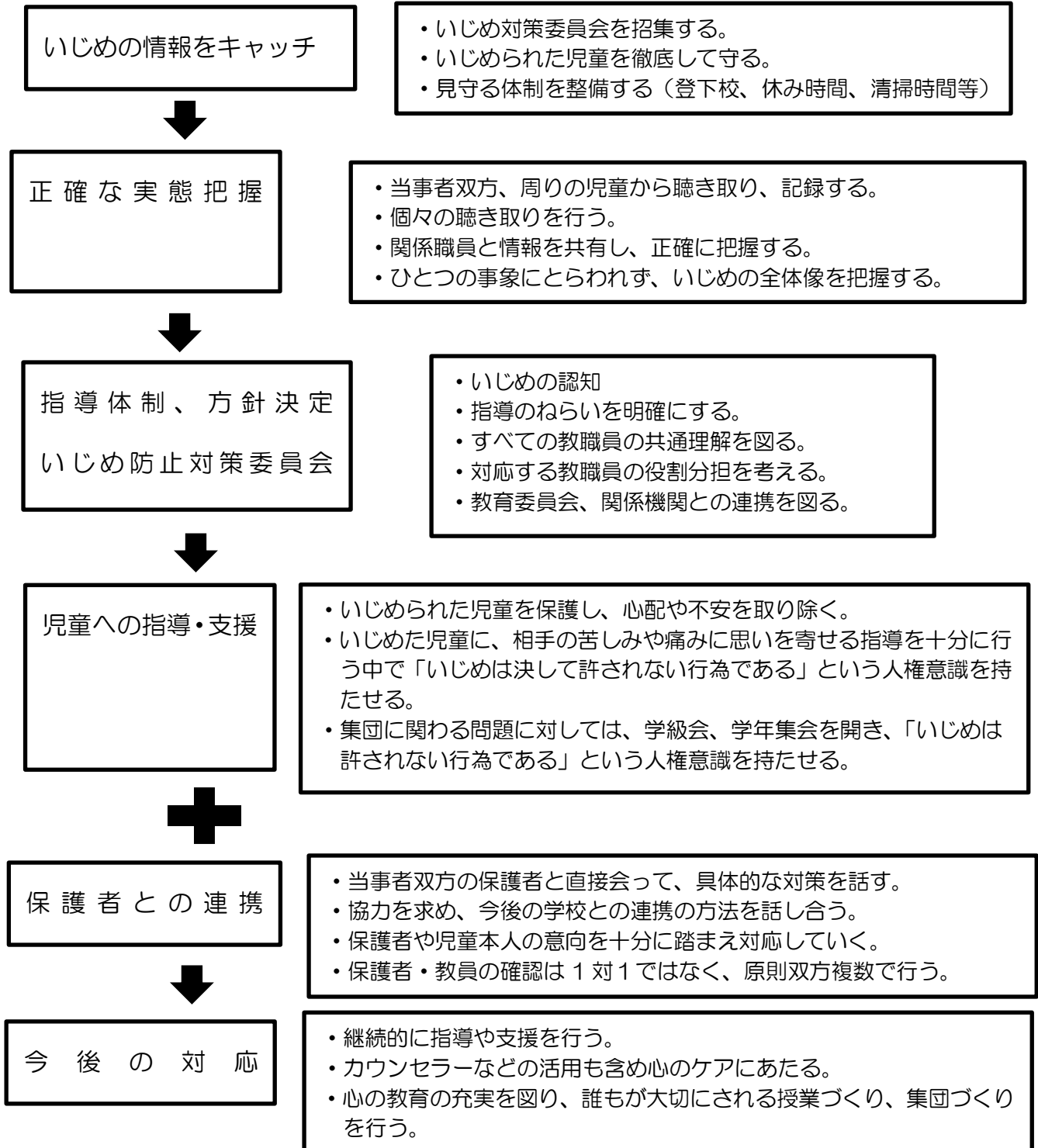
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①被害児童のケアをする。
 - ②加害児童への指導をする。
 - ③問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことでは達成されない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ再発活動を行うことが問題の解消となる。したがって、その後の経過も見守る。
 - ④いじめが起きた集団に対しては、臨時の学級会や学年集会を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ①いじめ防止対策委員会を開き、対応の見通しを立てる。
- ②見通しに沿って、対応を行う。
- ③教職員全員の共通理解をする機会を設ける。

いじめ対応の基本的な流れ



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態対応フロー図 いじめの疑いのある情報

- いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事案の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事案の発生を報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- *「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- *組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間官営又は特別の利害を有しない第三者の参加をはかることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- *第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- *いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- *たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- *これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たに調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- *調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。
- *関係者の個人情報に十分に配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- *得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を教育委員会に報告

- *いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の証言等をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえ必要な措置